

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

一般社団法人 日本損害保険協会

1. はじめに（基本姿勢）

日本損害保険協会（以下、当協会）は、採用活動およびこれに関連する一切の機会において、求職者および当協会が実施する採用活動への参加者（以下、求職者等）に対するセクシュアルハラスメントを防止し、すべての求職者等が安心して公正に応募・選考に参加できる環境を確保します。

当協会は、すべての役員、一般職員、常勤嘱託、シニア職員、契約職員、派遣スタッフ（以下、役職員等）が遵守すべき基本的な考え方および行動の指針を定めるとともに、相談体制の整備、迅速かつ適切な対応および再発防止に向けた取組みを通じて、当協会の社会的責任を果たし、採用活動に対する信頼の維持・向上を図ることを目的に本方針を定めます。

2. 当協会における「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」の定義

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、役職員等が、求職者等に対し、性的な言動を行い、当該者に不利益を与えること、または求職活動等を阻害することを指します。なお、これには、同性に対するものも含まれます。また被害を受けた求職者等の性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、当該求職者等に対する求職活動等におけるセクシュアルハラスメントも対象となります。

「性的な言動」とは、性的関係の強要や誘いかけ、身体への不必要な接触、性的な冗談や発言、特定の個人の性的関心を対象とした言動その他これらに類するものを含みます。

また、「不利益」とは、採用選考における不合格、選考機会の喪失、評価の低下、内定取消し等を含み、「求職活動等を阻害する」とは、精神的苦痛を与えることにより、安心して求職活動等を行うことができない状態に至らせることを指します。

3. 基本原則

採用活動に関わる役職員等は、以下を遵守します。

- ・ 求職者等の人格・尊厳を尊重すること
- ・ 公正かつ透明性のある選考を行うこと
- ・ 私的関係を持ち込まないこと
- ・ 優越的な立場を利用した不適切な言動を行わないこと

4. 採用活動における禁止行為

採用活動の公正性を損なう一切の行為を禁止します。

< 禁止行為の例 >

- ・ 面接や説明会等における性的な冗談、発言、質問
- ・ 私生活や恋愛・結婚・出産等に関する不必要な質問
- ・ 食事や個別面談を装った不適切な接触の誘導
- ・ 身体的接触やそれを示唆する行為
- ・ SNS 等を通じた私的で不適切な連絡

5. 相談窓口の設置

求職者等が不快な言動等を受けた場合に安心して相談できるよう、専用の相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

相談内容の秘密を厳守するとともに、相談を理由として不利益な取り扱いを行いません。

6. 役職員等への教育

当協会は、すべての役職員等に対し、本方針の徹底と教育を実施し、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止の徹底に努めます。

7. 事後の迅速かつ公正な対応

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの相談または疑いがあった場合は、事実関係を調査のうえ、迅速かつ公正に対処します。

不適切な行為が認められた場合には、従業員就業規則等に基づき、厳正に処分するとともに、再発防止に努めます。

8. 適用範囲

本方針の下位には、次の細則を定めます。

- ・ 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に向けた採用活動ルール

制定 2026 年 10 月 1 日